



対象月・受付期間を延長しました！

須恵町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策支援事業

町内の小規模事業者を応援します！

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、営業活動の縮小又は休業等を余儀なくされ、売上高が大きく減少した町内事業者を応援するため、小規模事業者応援給付金（以下「給付金」という。）10万円を給付します。

- 1、名称：須恵町小規模事業者応援給付金
 - 2、給付対象：下記の条件を全て満たす者
 - ①須恵町内に主たる事務所又は事業所を有すること
 - ②常時使用する従業員（アルバイト、パート従業員は含まない）が20人以下の事業者（法人・個人事業主）
 - ③設立又は開業の日が、令和2年1月1日以前であって、給付申請日時点において閉鎖又は廃業していないこと
 - ④令和2年1月分から同年12月分のいずれか1か月の売上高が、前年同月比で30パーセント以上減少していること ※ただし、起業後1年未満の場合は、申請月の売上高を令和元年12月等の売上高と比較する
 - ⑤個人事業主については、主たる収入が事業収入（全収入の50%以上）であること
 - 3、給付額：1事業者に対して10万円（1回限り）
 - 4、提出書類：下記①～⑥の全て
 - ①給付金給付申請書（様式第1号）
 - ②別紙「経営状況確認書（様式第1号添付書類）」
 - ③比較対象月ごとの売上高がわかるもの
 - ・直近の確定申告書類等の写し（個人事業主の場合は本表、収支内訳書等の全て）
 - ・比較対象月ごとの売上高がわかる帳簿等の写し
 - ④須恵町内で事業を営んでいることがわかるもの
 - ・各種許可証、開業届等の写し
 - ⑤振込指定口座がわかるもの
 - ・金融機関名、店舗番号、口座番号、口座名義（カナ）が分かるものの写し
 - ⑥申請者確認書類
 - ・個人事業主（運転免許証、健康保険証等の写し）・法人（商業登記簿謄本の写し）
 - 5、申請方法：4の提出書類を下記住所に郵送してください。
 - 6、給付決定：書類の確認終了後、決定通知書を郵送するとともに、振込指定口座に振り込みいたします（約2週間を目途に振り込みを行う予定です）
 - 7、受付期間：令和2年5月11日（月）から令和3年1月31日（日）まで
(当日消印有効)
 - 8、その他：
 - ①給付金の申請に係る郵便代等の費用は申請者負担となります
 - ②役場内混雑による感染拡大を防止するため、ご来庁はお控えください
 - 9、郵送先：須恵町役場 総務課 新型コロナウイルス対策室「応援給付金」宛て
〒811-2193 須恵町大字須恵 771 番地
電話番号：932-1151 FAX：931-1827
- ☆☆申請書等の様式は、町ホームページに掲載していますので、ご利用ください☆☆